

福岡県公報

平成20年11月14日
第 2 8 9 7 号

目 次

告 示 (第1836号 - 第1851号)

宅地建物取引業者の免許の取消し	(建築指導課)	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	2
土地改良区の解散の認可	(農村整備課)	3
土地改良事業計画の変更の認可	(農村整備課)	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	3
土地改良区の設立の認可申請の適否決定	(農村整備課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
市町村の廃置分合	(市町村支援課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5

公 告

一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	5
都市公園の供用の開始	(公園街路課)	7
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	7

告 示

福岡県告示第1836号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第66条第1項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成20年11月14日

福岡県知事 麻 生 渡

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事 (6)第10568号	大宝開発有限会社 代表者 松原 一浩	福岡市中央区今川1-1-19

福岡県告示第1837号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡 県 道	小 下 竹 府 線		前	糟屋郡新宮町大字上府字三畝町1061番1先から糟屋郡新宮町大字上府字長尾1270番3先まで	16.0 ~ 35.0	287.0
			前	同上	11.0 ~ 11.5	303.0

			後	同上	16.0 ~ 35.0	287.0
			後	同上	11.0 ~ 11.5	315.0

福岡県告示第1838号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンターホームワイド古賀店
- (2) 所在地 福岡県古賀市舞の里三丁目14番12号 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1839号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 福岡東サティ
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字御手洗字高原 6 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1840号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) アイレックスガーデン2期計画【B区画】
- (2) 所在地 福岡県古賀市花見東一丁目1862番6 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1841号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サンリブシティ古賀

(2) 所在地 福岡県古賀市天神二丁目1250番地 8 外

2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1842号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第 1 項第 1 号に掲げる事由により解散したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成20年11月14日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
福岡市寺浦土地改良区	平成20年11月 4 日

福岡県告示第1843号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成20年11月14日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	認可年月日
前原市土地改良区 (瀬戸地区)	平成20年10月24日
前原市土地改良区 (王丸地区)	平成20年10月24日
前原市土地改良区 (高祖地区)	平成20年10月24日

福岡県告示第1844号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項

の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成20年11月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 区域の名称 藤木
- 2 区域の所在地 八女市上陽町北川内、上横山
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から 6 号までを順次結んだ線及び標柱番号 1 号と 6 号とを結んだ線に囲まれた区域

市	町	大字	字	地 番	標柱番号
八女	上陽	北川内	室園	4776番 7	1号及び2号
				12番10	3号
		上横山	松崎	18番	4号
				7番 1	5号
				29番 1	6号

福岡県告示第1845号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成20年11月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 区域の名称 蚪道
- 2 区域の所在地 八女郡矢部村大字矢部字椿原
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から 8 号までを順次結んだ線及び標柱番号 1 号と 8 号とを結んだ線に囲まれた区域

郡	村	大字	字	地番	標柱番号
八女	矢部	矢部	椿原	1443番4	1号
				1445番3	2号
				1447番1	3号
				1450番	4号
				1441番2	5号及び6号
				1439番4	7号及び8号

福岡県告示第1846号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の設立の認可申請を平成20年11月5日付けで適当であると決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
元松原土地改良区	土地改良事業計画書及び定款の写し	平成20年11月14日から平成20年12月15日まで	遠賀郡岡垣町役場

福岡県告示第1847号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成20年10月30日
- 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
NPO法人みらい

(2) 代表者の氏名
勝木 東

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県糸島郡二丈町大字深江1145番地の1

(4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者やその家族、何らかのハンディキャップを持つ全ての人に対して、一人ひとりの能力や適正に応じて、就労や自立、日常生活動作の支援に関する事業、地域社会との交流に関する事業を行い、地域の中で共に生きることができる社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1848号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成20年10月30日
- 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
NPO法人地域おたすけ隊

(2) 代表者の氏名
小田 勝彌

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県田川郡川崎町大字田原818

(4) 定款に記載された目的
この法人は、筑豊地域の住民に対して、宅老所の運営事業、人権啓発事業などを

行うことにより、地域社会の福祉の増進に寄与し、また、資源リサイクル事業などを行うことにより、安心して健やかに暮らせる地域社会作りに寄与することを目的とする。さらに、これらの事業を起点として、地域の人的資源の有効活用事業などを行うことにより、活気あふれる地域社会作りにも寄与することを目的とする。

福岡県告示第1849号

平成20年10月9日付けで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、平成22年2月1日から八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村を廃し、その区域を八女市に編入する処分を行った。

平成20年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第1850号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

嘉麻市鴨生字貴船ノ後860番9、860番10及び860番22から860番24まで、並びに字山伏町879番3から879番5まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市仁保232番地7

高栄土地開発株式会社 代表取締役 縄手 鈴枝

福岡県告示第1851号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市上古賀1丁目317番1から317番3まで、317番4、317番5、318番1、318番7及び318番9から318番12まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑紫野市武蔵5丁目7番1号

畑添 和敏

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

OA用端末装置賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部情報管理課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年11月27日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA又はA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部総務部会計課
電話番号 092 - 641 - 4141 内線2243
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 平成20年11月14日（金）から平成20年11月26日（水）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出期限及び提出場所
- (1) 提出期限

平成20年11月27日（木） 午後6時00分

- (2) 提出場所
4の部局とする。
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 9 開札の日時及び場所
- (1) 日時
平成20年11月28日（金） 午前10時00分
- (2) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (3) その他
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- 10 予定価格を下回る入札がない場合の措置
開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を

提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう

ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告する。

平成20年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称
筑後広域公園
- 2 位置
筑後市大字津島地内
- 3 区域
別図面のとおり（別図面は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課及び福岡県八女土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）
- 4 供用開始の期日
平成20年11月17日

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成20年11月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 処分をした年月日

平成20年10月31日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社高木組	久留米市合川町156 - 8	高木 大蔵	平成18年7月31日・平成19年8月21日 福岡県知事許可(特・般 - 18・19) 第50542号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)

(2) 停止期間

平成20年11月14日から平成20年11月28日までの15日間

4 処分の原因となった事実

株式会社高木組は、平成18年7月31日及び平成19年7月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書の技術職員名簿に在籍しない技術者を記載し虚偽の申請を行い、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。